

消費者安全法施行令案新旧対照条文（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇四百二十二（略）</p> <p><u>四百二十三</u> 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）</p> <p>四百二十四 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇四百二十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>四百二十三</u> 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）</p>